

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第7号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																										
<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域は、<u>別表に掲げる地域とする。</u></p>	<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域は、<u>人事院規則9-49（地域手当）別表第1に掲げる地域とする。</u></p>																										
<p>(級地)</p> <p>第3条 給与条例第9条の2第2項の地域手当の級地は、<u>別表に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(級地)</p> <p>第3条 給与条例第9条の2第2項の地域手当の級地は、<u>人事院規則9-49（地域手当）別表第1に定める級地とする。</u></p>																										
<p>別表（第2条、第3条関係）</p>																											
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="232 895 439 938">都道府県</th><th data-bbox="439 895 922 938">支給地域</th><th data-bbox="922 895 1099 938">級地</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="232 938 439 981">埼玉県</td><td data-bbox="439 938 922 981">さいたま市</td><td data-bbox="922 938 1099 981">3級地</td></tr><tr><td data-bbox="232 981 439 1024">千葉県</td><td data-bbox="439 981 922 1024">柏市</td><td data-bbox="922 981 1099 1024">6級地</td></tr><tr><td data-bbox="232 1024 439 1225" rowspan="4">東京都</td><td data-bbox="439 1024 922 1069">特別区</td><td data-bbox="922 1024 1099 1069">1級地</td></tr><tr><td data-bbox="439 1069 922 1128">武蔵野市 小平市</td><td data-bbox="922 1069 1099 1128">2級地</td></tr><tr><td data-bbox="439 1128 922 1173">府中市</td><td data-bbox="922 1128 1099 1173">3級地</td></tr><tr><td data-bbox="439 1173 922 1225">三鷹市</td><td data-bbox="922 1173 1099 1225">4級地</td></tr><tr><td data-bbox="232 1225 439 1319" rowspan="2">神奈川県</td><td data-bbox="439 1225 922 1270">川崎市</td><td data-bbox="922 1225 1099 1270">2級地</td></tr><tr><td data-bbox="439 1270 922 1319">横浜市</td><td data-bbox="922 1270 1099 1319">3級地</td></tr><tr><td data-bbox="232 1319 439 1364">大阪府</td><td data-bbox="439 1319 922 1364">大阪市</td><td data-bbox="922 1319 1099 1364">2級地</td></tr></tbody></table>		都道府県	支給地域	級地	埼玉県	さいたま市	3級地	千葉県	柏市	6級地	東京都	特別区	1級地	武蔵野市 小平市	2級地	府中市	3級地	三鷹市	4級地	神奈川県	川崎市	2級地	横浜市	3級地	大阪府	大阪市	2級地
都道府県	支給地域	級地																									
埼玉県	さいたま市	3級地																									
千葉県	柏市	6級地																									
東京都	特別区	1級地																									
	武蔵野市 小平市	2級地																									
	府中市	3級地																									
	三鷹市	4級地																									
神奈川県	川崎市	2級地																									
	横浜市	3級地																									
大阪府	大阪市	2級地																									

改正前			改正後
福岡県	福岡市	4級地	
	太宰府市	6級地	
長崎県	長崎市	6級地	
備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第9条の2第1項前段の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当に関する規則第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第3号。次項において「令和7年改正条例」という。）附則第8条前段の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同条の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - (1) 19パーセント級地 100分の19
 - (2) 15パーセント級地 100分の15
 - (3) 14パーセント級地 100分の14
 - (4) 12パーセント級地 100分の12
 - (5) 10パーセント級地 100分の10
 - (6) 9パーセント級地 100分の9
 - (7) 6パーセント級地 100分の6
 - (8) 3パーセント級地 100分の3
 - (9) 2パーセント級地 100分の2
- 4 令和7年改正条例附則第8条後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

(雑則)

- 5 前3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表

都道府県	支給地域	級地
埼玉県	さいたま市	12パーセント級地
千葉県	柏市	6パーセント級地
東京都	特別区	19パーセント級地
	武蔵野市 小平市	15パーセント級地
	府中市 三鷹市	14パーセント級地
	立川市	10パーセント級地
神奈川県	川崎市	15パーセント級地
	横浜市	14パーセント級地
大阪府	大阪市	15パーセント級地
福岡県	福岡市	9パーセント級地
	太宰府市	3パーセント級地
長崎県	長崎市	2パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。